

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の構造設備の改善命令等
概要	化製場等に関する法律において、第 8 条により準用される魚介類鳥類等製造貯蔵施設の構造設備の改善命令等は、第 6 条の 2 の規定を準用します。従いまして、魚介類鳥類等製造貯蔵施設の構造設備が第 4 条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなると認めるとき、又は化製場等の管理者が第 5 条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場等の設置者に対し、期間を定めて、その構造整備を第 4 条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第 5 条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第 6 条の 2、第 8 条
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府化製場等に関する法律施行条例第 4 条で定める基準（参考資料参照）に適合しないとき ・ 次の法第 5 条に規定による措置を講じていないと認められるとき <ol style="list-style-type: none"> 1 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。 2 こん虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。 3 臭気処理を十分にすること。 4 大阪府化製場等に関する法律施行条例 7 条に定める措置（第 10 条により読替える） <p>第 8 条に規定する製造の施設</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原料の選別及び詰替えその他の作業を第 8 条に規定する製造の施設以外の場所で行わないこと。 (2) 原料の運搬容器は、臭気及び汚液の漏れないものを使用し、使用後は、これを十分に洗浄すること。
ホームページ	
備考	